

奈良県選挙管理委員会告示第九十六号

少額領収書等の写しの開示及び交付に関する規程（平成二十二年三月奈良県選挙管理委員会告示第四百四号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

第二条中「あつては」を「あつては」に改める。

第十二条第一項中「はり付けて」を「貼り付けて」に改め、同条第二項中「郵便切手」を「内国郵便約款に規定する郵便切手又は特定封筒」に改める。

第六号様式その一及びその二中「(豊)海(切)手」を「()」に改める。

第十号様式中「はらひつけ」を「貼らひつけ」に、「(豊)海(切)手」を「()」に改める。
「五分」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。